

青森県森林土木工事等指名業者選定要領

制定	平成 9年	4月24日	青治第 105号
改正	平成12年	4月 3日	青森林第 2号
改正	平成13年	9月 7日	青林第 862号
改正	平成14年	3月29日	青林第1870号
改正	平成15年	4月14日	青林第 91号
改正	平成16年	3月26日	青林第1359号
改正	平成17年	4月 4日	青林第 14号
改正	平成18年	5月 8日	青林第 140号
改正	平成19年	3月27日	青林第1188号
改正	平成19年	8月27日	青林第 480号
改正	平成20年	6月30日	青林第 356号
改正	平成23年	4月28日	青林第 104号
改正	平成24年	6月27日	青林第 301号
改正	平成25年	4月16日	青林第 80号

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要領は、農林水産部林政課が所管する森林土木工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）並びに森林整備作業の競争入札に参加させようとする者並びに随意契約の相手方（以下「入札参加者等」という。）としようとする者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者等の選定の基準)

第2条 公所の長（青森県事務委任規則（昭和36年9月青森県規則第81号）の規定により工事の施行に関する権限を委任されている出先機関の長をいう。以下同じ。）及び林政課長（以下「公所の長等」という。）は、森林土木工事及び建設関連業務並びに森林整備作業を競争入札に付そうとする場合又は随意契約によろうとする場合において、業者の選定を厳正かつ公正に行うものとする。

2 前項の場合において、公所の長等は、青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成2年3月青森県訓令甲第11号。以下「選定規程」という。）

青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領（平成20年6月9日付け青監第224号。以下「条件付き一般競争入札事務取扱要領」という。）及び青森県森林土木事業事務取扱要領（平成12年3月30日付け青治第1190号）によるほか、この要領に定めるところにより選定を行い、これらを的確に運用するものとする。

（秘密の保持）

第3条 この要領の規定による指名業者の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう秘密の保持に努めるものとする。

第2章 森林土木工事の入札参加者等の選定

（名簿からの選定）

第4条 公所の長等は、森林土木工事の指名競争入札に参加させ、又は随意契約の相手方としようとする業者の選定に当たっては、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号）第8条に規定する青森県有資格建設業者名簿（以下「建設業者名簿」という。）により、当該工事の種類及び請負工事設計額（支給品の額を含む。以下同じ。）に応じ、これに対応する等級に属する建設業者名簿登載業者（建設業者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）の中から選定するものとする。

2 公所の長等は、前項の建設業者名簿登載業者が少数である場合その他適当な数の森林土木工事の指名業者を指名するため必要があると認められる場合は、同項の規定にかかわらず、当該工事の種類及び請負工事設計額に応じ、これに対応する等級の直近の上位又は下位の等級に属する建設業者名簿登載業者の中から森林土木工事の指名業者を選定することができる。ただし、その数は、選定される森林土木工事の指名業者の総数の2分の1を超えることができない。

3 公所の長等は、次に掲げる森林土木工事については、前2項の規定にかかわらず、青森県森林土木工事指名基準により、当該工事の種類に応じ、建設業者名簿登載業者の中から工事の指名業者を選定することができる。

- （1）施行に当たり特殊又は高度な技術を必要とする工事
- （2）全体工事計画の一部を施行する工事
- （3）災害その他の理由により特に緊急に施行する必要がある工事

（選定の留意事項）

第5条 公所の長等は、森林土木工事の指名業者の選定に当たっては、選定しようとする者について、別表に掲げる項目ごとに同表の定める基準及び運用により審査す

るとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、選定が特定の者に偏しないようにするものとする。

- 2 公所の長等は、森林土木工事の指名業者の選定に当たっては、前項の規定によるもののほか、次の各号に規定するところによるものとする。
 - (1) 委託設計に係る森林土木工事については、当該委託設計業者と密接な関係にある建設業者を排除すること。ただし、予定価格を入札前に公表して入札を実施する工事については、この限りでない。
 - (2) 同一の工事については、代表者が同一人である建設業者（事業協同組合の場合は当該事業協同組合とその組合員、経常建設共同企業体の場合は当該経常建設共同企業体とその構成員）を重ねて選定しないこと。

（指名業者の数）

第6条 公所の長等は、森林土木工事を指名競争入札に付そうとする場合は、当該工事の請負工事設計額に応じ、次表に定める数の指名業者を指名するものとする。

請 負 工 事 設 計 額	指名業者の数
3億円以上	15～20者
4,500万円以上3億円未満	12～18者
1,000万円以上4,500万円未満	10～15者
1,000万円未満	8～12者

- 2 指名業者数が表に定める数に満たない公所にあつては、地域性を考慮し他の公所の業者を加えることができるものとする。
- 3 公所の長等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、当該工事の種類、内容等に応じ適切な数の指名業者を指名することができる。
 - (1) 第4条第3項第1号に掲げる森林土木工事を発注しようとするとき。
 - (2) 公共の安全の確保を図るため施工に当たり特に慎重な配慮を必要とする森林土木工事を発注しようとするとき。
 - (3) 出水期等の自然的制約等を考慮して施工する必要がある森林土木工事で隣接又は近接するものを集中的に発注しようとするとき。

（県外建設業者の選定）

第7条 公所の長等は、森林土木工事の指名業者に県外建設業者（主たる営業所が県内に所在しない建設業者をいう。以下同じ。）を選定しようとするときは、建設業法第3条第1項に規定する営業所を県内に設けている建設業者名簿登載業者の中から選定するものとする。ただし、次表に掲げる特別な技術を必要とする工事を発注する場合等で当該営業所を県内に設けている建設業者名簿登載業者がないとき

又は適当な指名業者を確保する必要がある場合は、この限りでない。

工 事	建設業法上の業種区分
プレストレストコンクリート構造物工事	土木工事業、建築工事業、鋼構造物工事業
発電設備工事、ポンプ場電気設備工事	電気工事業
鋼橋上部工製作及び架設工事、ゲート製作及び据付工事	鋼構造物工事業
ポンプ場機械設備工事	機械器具設置工事業

(建設業者選定委員会等の審査)

第8条 公所の長等は、森林土木工事の競争入札に参加させようとする者に必要な要件(以下「入札参加要件」という。)を設定しようとするときにあっては入札参加要件の内容について、森林土木工事の指名業者を選定し、又は入札参加申請者(条件付き一般競争入札事務取扱要領第8条の申請書を提出した者をいう。以下同じ。)を審査しようとするときにあっては当該工事の指名業者又は当該入札参加申請者の適格性について、建設業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)による審査に付するものとする。

2 1件の請負工事設計額が1億円以上の森林土木工事については、前項の規定による審査を経て、入札参加要件を設定しようとするときにあっては入札参加要件の内容について、指名業者を選定しようとするときにあっては当該工事の指名業者の適格性について、青森県森林土木工事等指名委員会の審査に付するものとする。

3 1件の請負工事設計額が2億円以上の森林土木工事については、前2項の規定による審査を経て、入札参加要件を設定しようとするときにあっては入札参加要件の内容について、青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領(平成11年7月19日付け青監第611号)第19条に規定する青森県建設業者一般競争入札参加資格審議会の審査に付し、指名業者を選定しようとするときにあっては当該工事の指名業者の適格性について、選定規程第6条に規定する青森県建設業者指名審査会の審査に付するものとする。

第3章 森林整備作業の指名業者の選定

(指名業者の選定)

第9条 公所の長等は、森林整備作業の指名業者の選定に当たっては、青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加資格審査等に関する要領(平成19年3月27日付け青林第1186号)第6条に規定する、青森県森林整備作業指名競争入札参加資格者名簿に登載された者の中から選定するものとする。

2 公所の長等は、森林整備作業の指名業者の選定に当たっては、次の各号に規定す

るところによるものとする。

- (1) 委託設計に係る森林整備作業については、当該委託設計業者と密接な関係にある指名業者を排除すること。ただし、予定価格を入札前に公表して入札を実施する作業については、この限りでない。
- (2) 同一の作業については、代表者が同一人である指名業者（事業協同組合の場合は当該事業協同組合とその組合員、森林組合連合会の場合は当該連合会とその会員）を重ねて選定しないこと。

（指名業者の数）

第10条 第6条第1項及び第2項の規定は、森林整備作業の指名業者の数を定めるときについてこれを準用する。

（業者選定委員会等の審査）

第11条 第8条の規定は、森林整備作業の指名業者を選定しようとするときについてこれを準用する。

第4章 青森県森林土木工事等指名委員会

（設置）

第12条 農林水産部林政課が所管する1件の請負工事設計額が1億円以上の森林土木工事に係る入札参加要件の内容の審査及び森林土木工事の指名業者の適格性の審査等を行わせるため、青森県森林土木工事等指名委員会（以下「指名委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第13条 指名委員会は次の事務を処理する。

- (1) 1件の請負工事設計額が1億円以上の森林土木工事に係る入札参加要件の内容の審査及び森林土木工事の指名業者の適格性の審査に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第14条 指名委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は農林水産部担当次長を、副委員長は林政課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、課長代理、総務グループ、企画グループ、森林計画グループ、森林環境グループ、森林整備グループ、治山・林道グループ、林産振興グループの各グループマネージャーの職にある者をもって充てる。

4 委員に事故あるとき又は委員が不在のときは、委員長が委員代理者を任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第15条 委員長は委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 指名委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席(第14条第4項の規定による委員代理者の出席を含む。)がなければ、会議を開くことができない。

2 指名委員会は、議事に関係ある職員を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

3 指名委員会の会議は、公開しない。

4 指名委員会の会議の内容は、何人も他に漏らしてはならない。

(急施事案)

第17条 災害その他の理由により緊急に施行する必要がある森林土木工事に係る入札参加要件の内容の審査及び森林土木工事の指名業者の適格性の審査について、指名委員会を開くいとまがないときは、持ち回りにより審議することができる。

(審査の準則等)

第18条 森林土木工事の指名業者の適格性の審査等に当たっては、選定規程及び条件付き一般競争入札事務取扱要領並びにこの要領等の定めるところにより、厳正かつ公正に審議するものとする。

2 前項の審査は、条件付き一般競争入札参加資格設定内申書(条件付き一般競争入札事務取扱要領第2号様式)又は指名業者選定調書(青森県森林土木事業事務取扱要領第8号様式の1)、見積業者選定調書(青森県森林土木事業事務取扱要領第8号様式の2)により行う。

(庶務)

第19条 指名委員会の庶務は、林政課治山・林道グループにおいて処理する。

(部会)

第20条 林政課の所管に係る別表に掲げる建設関連業務に関し、指名業者の適格性の審査を行わせるため、指名委員会に建設関連業務の指名業者選定部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は次の事務を処理する。
 - (1) 建設関連業務の指名業者の適格性の審査に関すること。
 - (2) その他部会長が必要と認める事項に関すること。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 部会長 林政課長
 - (2) 副部会長 課長代理
 - (3) 委員 総務グループ、企画グループ、森林計画グループ、森林環境グループ、森林整備グループ、治山・林道グループ、林産振興グループの各グループマネージャー
- 4 第14条第4項の規定は、部会の委員について準用する。
- 5 第15条の規定は、部会長及び副部会長について準用する。

(部会の会議等)

- 第21条 部会は、部会長が必要に応じ随時招集する。
- 2 第16条第1項から第4項まで及び第17条の規定は、部会の会議について準用する。
 - 3 第18条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「森林土木工事の指名業者」とあるのは、「建設関連業務の指名業者」と読み替えるものとする。
 - 4 審査は、指名業者審査表(第1号様式)により行う。

(部会の庶務)

- 第22条 部会の庶務は業務を担当するグループにおいて処理する。

第5章 建設関連業務の指名業者の選定

(有資格建設関連業者名簿からの選定)

- 第23条 公所の長等は、建設関連業務の指名業者の選定に当たっては、青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和58年2月青森県規則第6号。(以下「建設関連業務参加資格等規則」という。))第7条に規定する有資格建設関連業者名簿に登載されている者の中から選定するものとする。

ただし、建設関連業務参加資格等規則第3条第2項各号に定める業種以外の場合、この限りでない。

(選定の留意事項)

- 第24条 公所の長等は、建設関連業務の指名業者の選定に当たっては、選定しよう

とする者について次の各号に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、選定が特定の者に偏しないようにするものとする。

ただし、有資格建設関連業者名簿登載以外の業者の場合は、この限りでない。

- (1) 不誠実な行為の有無
 - (2) 業務についての技術的能力
 - (3) 建設関連業務参加資格等規則第5条の規定による資格の認定を受けた年の1月1日(以下「基準日」という。)以後における経営状況
 - (4) 基準日以後における建設関連業務の成績
 - (5) 手持ちの建設関連業務の状況
 - (6) 基準日以後における安全管理の状況
 - (7) 基準日以後における労働福祉の状況
- 2 公所の長等は、建設関連業務の指名業者の選定に当たっては、前項の規定によるもののほか、同一の業務については、代表者が同一人である建設関連業者を重ねて選定しないものとする。
 - 3 建設関連業務以外の指名業者の選定に当たっては、建設関連業務に準じて行うものとする。

(指名業者の数)

第25条 公所の長等は、建設関連業務を指名競争入札に付そうとする場合は、なるべく5者以上の建設関連業務の指名業者を選定するものとする。

(選定委員会等の審査)

第26条 建設関連業務の指名業者の選定に当たっては、当該建設関連業務の指名業者の適格性について、公所の長にあつては選定委員会、林政課長にあつては部会による審査に付するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成15年4月14日から施行する。
- 2 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成19年9月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成20年7月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成23年4月28日から施行する。
- 9 この要領は、平成24年7月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項 目	基 準	左の運用
<p>1 不誠実な行為の有無</p>	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 県発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、知事に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、警察当局と協議の上、知事が認定した場合等明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>	<p>当該公所における状況により判断すること。</p> <p>監理課において情報収集の上、各公所に通知する。</p> <p>監理課において、その都度各公所に通知する。</p>
<p>2 経営状況</p>	<p>銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は、指名しないこと。</p>	<p>監理課において情報収集の上、各公所に通知する。</p>
<p>3 工事成績</p>	<p>(1) 請負工事成績評定要領（昭和62年4月1日施行）に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が直近の2か年間連続して60点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 直近の2か年間の工事成績が平均80点以上であること、工事に関し、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>	<p>当該公所における状況により判断すること。</p> <p>当該状況により、指名の優先度を増し、又は減ずること。</p>
<p>4 当該工事に対する地理的条件</p>	<p>当該地域での工事の実績等から判断し、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて、当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>	<p>(1) 工事の施工特性に精通し、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制にある場合は、指名の優先度を増すこと。</p> <p>(2) 当該公所の所管区域</p>

項 目	基 準	左の運用
		<p>外に住所を有する建設業者を指名する場合には、当該工事の現場近辺における他の工事の実績、営業所の有無等の地域特性並びに工種及び工事規模等に応じて工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できること等を考慮すること。</p>
5 手持ち工事の状況	<p>手持ち工事の保有状況から判断して、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>	<p>(1) 当面は、当該公所における状況により判断すること。</p> <p>(2) 技術者数、会社の規模等から手持ちの工事の量が限界にあると判断される場合は、指名の優先度を減ずること。</p>
6 当該工事についての技術的適性	<p>次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種の工事について、相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 工事の種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。</p>	<p>当該公所における状況により判断すること。</p> <p>(1)、(2)及び(3)の施工実績がある場合は、指名の優先度を増すこと。</p> <p>有資格技術者が確保できる場合は、指名の優先度を増すこと。</p>
7 安全管理の状況	<p>(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>	<p>監理課において情報収集の上、各公所に通知する。</p> <p>当該公所における状況により判断すること。</p>

項 目	基 準	左の運用
	(4) 県発注の工事について、直近の2年間に死亡者の発生及び休業8日間以上の負傷者の発生がないこと、安全管理に関する表彰状を受けていること等安全管理の成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。	監理課において情報収集の上、各公所に通知する。
8 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 県発注の工事において、建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等の退職金支給制度に加入せず、又は証紙購入若しくは貼付が不十分であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>	<p>監理課において情報収集の上、各公所に通知する。</p> <p>退職金支給制度に加入せず、又は証紙購入等が不十分である場合は、指名の優先度を減ずること。</p> <p>監理課において情報収集の上、各公所に通知する。</p>

備考1 この表において、「指名しないこと」とあるのは、該当する場合は、指名してはならないことである。

2 この表において、「総合的に勘案すること」とあるのは、その状況により、指名の優先度について判断するということである。

3 この表において、「十分尊重すること」とあるのは、該当する場合は、積極的に指名するということである。

建設関連業務指名業者選定基準

基準となる要領	発注区分	建設関連業務	建設関連業務以外	選定委員会等の構成
青森県森林土木工事等指名業者選定要領	各地域県民局	1.測量業務 2.建設コンサルタント業務 3.地質調査業務 4.補償コンサルタント業務		【建設業者選定委員会】 各公所の構成に基づく
	林政課	1.空中写真撮影業務 2.デジタルオルソ	1.積算システム等 2.山地災害危険関係 3.治山施設点検関係	【指名業者選定部会】 林政課に置く 部会長 林政課長 副部会長 課長代理 委員 総務GM 企画GM 森林計画GM 森林環境GM 森林整備GM 治山・林道GM 林産振興GM